平成２９年（家）第６２８８号
本籍青森県五所川原市字柏原町22番地、最後の住所東京都江東区東砂町５丁目15の11（いづみ荘）
不在者　吉崎　武造
明治44年４月21日生
平成30年３月29日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第８２２号
本籍東京都三鷹市深大寺１丁目８番、最後の住所東京都東大和市奈良橋４丁目666番地の１内堀荘23号
不在者　白田　太一
昭和37年９月14日生
平成30年３月29日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

平成２９年（家）第３１５号
本籍鹿児島県肝属郡錦江町神川747番地、最後の住所愛知県半田市有脇町10丁目37番地の１
不在者　赤石　堅藏
大正８年11月30日生
平成30年３月30日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所半田支部裁判所書記官

平成２９年（家）第１２９号
本籍兵庫県姫路市鷹匠町35番地、最後の住所不詳
不在者　村山　俊英
大正３年３月31日生
平成30年３月28日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所土庄出張所裁判所書記官

平成２９年（家）第８８号
本籍熊本県八代市泉町栗木274番地、最後の住所熊本県八代市泉町栗木274番地
不在者　森口　孝義
昭和９年１月６日生
平成30年３月29日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所八代支部裁判所書記官

除権決定

平成２９年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期である平成30年３月27日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、上記権利は失権する。
三重県名張市すずらん台東一番町116番地
申立人　長永　聡美
権利の届出の終期　平成30年３月27日
平成30年３月29日　庄原簡易裁判所

（別紙）　目　録
⑴土地　広島県庄原市東城町内堀字清水舎701番田　1086平方メートル、広島県庄原市東城町内堀字清水舎698番１　原野　90平方メートル、広島県庄原市東城町内堀字清水舎695番田　304平方メートル、広島県庄原市東城町内堀字清水舎甲682番　田　158平方メートル
⑵登記年月日番号　広島法務局三次支局明治37年７月４日受付第2663号
⑶登記した権利の内容
明治37年６月１日賃貸借契約
賃借権者　鳥取県日野郡多里村大字多里宿　長尾奥太郎
存続期間　明治37年６月１日より明治40年５月31日まで３ケ年
支払期　明治37年６月１日
賃借　上記⑴の701番につき１ケ年米９斗
上記⑴の698番１につき１ケ年米９斗
上記⑴の695番につき１ケ年米３斗８升
上記⑴の甲682番につき１ケ年米２斗

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１０２号
鹿児島県熊毛郡屋久島町麦生８番地１
債務者　株式会社山中組
代表者代表取締役　鎌田　慶治
１　決定年月日時　平成30年４月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
４　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前10時30分
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第３４１号
千葉市花見川区こてはし台６丁目48番11号
債務者　有限会社ミッシェル
代表者代表取締役　古川　守生
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樋口　貴之
４　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１８号
長野県上田市鹿教湯温泉1371番地
債務者　株式会社ホテルかめや
代表者代表取締役　齋藤　祐一
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　恵太
４　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前11時
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第４４号
茨城県筑西市辻1483番地の２
債務者　株式会社健和通信
代表者代表取締役　竹中　征男
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　志村　和俊
４　破産債権の届出期間　平成30年６月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前11時30分
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第２４２号
福岡市中央区高砂１丁目21番18号アクタス天神アネックス1103
債務者　安田　剛
１　決定年月日時　平成30年３月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀧本　直
４　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１８９号
広島市東区尾長東３丁目６番16号
債務者　有限会社アート工業
代表者取締役　大田　隆
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
４　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１２号
広島市安佐北区亀山３丁目23番11号
債務者　有限会社コーシン加工
代表者代表取締役　高畠　敏信
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西　剛謙
４　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１１号
兵庫県明石市上ノ丸１丁目20番24号
債務者　有限会社てんだいフーズ
代表者取締役　明石　好弘
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須山幸一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後１時10分
神戸地方裁判所第３民事部